

(指定学校の変更)

第8条 指定学校以外の学校に児童生徒等を就学させようとする保護者は、指定学校変更許可申請書(様式第8号)に変更する理由を証する書類を添えて、これを委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限を付して指定学校の変更を許可するものとする。

(1) 当該児童生徒等が小学校6年生若しくは義務教育学校の前期課程6年生又は中学校3年生若しくは義務教育学校の後期課程9年生で、その住所が他の学校の通学区域内に異動した場合

(2) 当該児童生徒等が小学校6年生又は義務教育学校の前期課程6年生以下の者で、保護者の勤務の関係において、帰宅後の児童の監護の必要上から、保護者の勤務箇所に近い学校又は保護者に代わって監護する者の住居に近い学校への通学を希望する場合

(3) 当該児童生徒等が通院中で、病院に近い学校への通学を希望する場合

(4) 当該児童生徒等が特別の支援を必要とする児童生徒等である場合で、指定学校に特別支援学級が設置されていない場合

(5) 前各号に定めるもののほか、特殊な事情により指定学校を変更する必要があると委員会が認める場合

3 委員会は、前項の規定により指定学校の変更を許可したときは、速やかに、その旨を指定学校変更許可(通知)書(様式第9号)により当該保護者並びに指定学校及び変更後の学校の校長にそれぞれ通知するものとする。

4 委員会は、第1項の規定による申請があった指定学校の変更を許可しないものと決定したときは、その旨を指定学校変更不許可通知書(様式第9号の2)により当該保護者に通知するものとする。

（ 区域外就学 ）

第 10 条 市内に住所を有しない学齢児童及び学齢生徒並びに第 2 条第 2 項に規定する年齢に達する者についてひたちなか市立の小学校若しくは中学校又は義務教育学校の前期課程若しくは後期課程への就学(以下「区域外就学」という。)をさせようとする保護者は、区域外就学許可申請書(様式第 10 号)に区域外就学の理由を証する書類を添えて、これを委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があった場合において、相当と認めるときは、期限を付して区域外就学を許可するものとする。

3 委員会は、前項の規定により区域外就学を許可しようとする場合には、区域外就学協議書(様式第 11 号)により当該児童生徒等の住所の存する市町村(特別区を含む。)の教育委員会と速やかに協議し、その同意を得たときは、速やかに、区域外就学許可書(様式第 12 号)により当該保護者及び区域外就学の学校の校長に通知するものとする。